

個人情報保護法の改正と実務対応

東京六本木法律特許事務所

弁護士 木下駿

1 はじめに

令和4年4月1日より、令和2年改正¹の個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」）が施行されました（以下、改正前の個人情報保護法を「旧法」、改正後の個人情報保護法を「新法」といいます。）。本改正により会社のプライバシーポリシーや社内の情報管理体制を見直す必要があると思われます。本稿では個人情報保護法の改正の概要とこれに伴って実務において留意すべき点をご紹介します。

※条文の表記は令和4年4月1日現在のものになります。

2 改正のポイント

まず、今回の改正によって大きく変わるポイントは、個人情報保護委員会より以下のとおり説明されています²。

- ・個人の権利の在り方
- ・事業者の守るべき責務の在り方
- ・事業者による自主的な取り組みを促す仕組みの在り方
- ・データ利活用に関する施策の在り方
- ・ペナルティの在り方

¹ 令和2年改正後、「デジタル社会形成整備法」により令和3年にも個人情報保護法の一部が改正され（令和3年改正個人情報保護法）、学術研究目的についての例外の改正規定が令和4年4月1日から施行されていますが、本稿では省略します。

² 「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」概要資料
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/200612_gaiyou.pdf

・法の域外適用・越境移転の在り方

3 個人の権利の在り方

(1) 本人による利用停止・消去等の請求の要件緩和

本人は、個人情報取扱事業者に対して一定の場合に保有個人データの利用の停止・削除を請求することができます（旧法 30 条、新法 35 条）。

請求できる場合として、旧法では

①個人の情報を目的外利用した場合（旧法 16 条 1 項）

②不正の手段により取得した場合（旧法 17 条 1 項）

の二つが規定されていました。

今回の改正では、上記の 2 つに加えて

③違法または不当な行為を助長し又は誘発する恐れがある方法で利用した場合

④保有個人データを、事業者が利用する必要がなくなった場合

⑤保有個人データの漏洩等が生じた場合

⑥その他、保有個人データの取り扱いにより、本人の権利利益が害される恐れがある場合

が新しく規定されることになりました（新法 35 条 5 項）。

(2) 保有個人データの開示方法を本人が指示できるように

本人は個人情報取扱事業者に対して保有個人データの開示を請求することができます（旧法 28 条、新法 33 条）。

この開示の方法に関して、従来は書面を原則としていました。改正法では、「電磁的記録の提供による方法やその他の個人情報保護委員会規則で定める方法」による開示を請求できるようになりました（新法 33 条 1 項）

「電磁的記録による方法」とは、具体的には電子メールによる方法や、会員専用のウェブサイトによる方法などが挙げられています³。

³個人情報保護に関する法律に関する法律についてのガイドライン【通則編】（以下「ガイドライン通則編」）3-8-2

（https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/guidelines_tsusoku/）

(3) 個人データの授受に関する第三者提供記録を本人が開示請求できるように

個人情報取扱事業者は、個人データを第三者に提供する際に、法令で定められた記録（個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名・名称等）の作成義務があります（旧法 25 条 1 項、新法 29 条 1 項）。

こうして作成された記録について、旧法下においては本人は開示を請求することができませんでした。改正によって、本人は個人情報取扱事業者に対して上記記録の開示を請求することができるようになりました（新法 33 条 5 項、新法 29 条 1 項）。

(4) 短期保存データが保有個人データの対象に

個人情報取扱事業者は、保有個人データを本人の知りうる状態に置くことや、開示義務・利用停止請求に応じる義務を負っています（新法 32 条～35 条）。このような義務の対象に関して、改正前は短期保存データ（6 か月以内に消去することが予定されているデータ）は対象とならなかったのに対して、改正後は短期保存データであっても上記に挙げた新法 32 条～35 条に基づく義務を負うことになりました。

(5) オプトアウト規定による第三者に提供できる個人データの範囲を限定

オプトアウト制度とは、一定の場合に個人データの一部を本人の事前の同意なくして提供できるという制度です。

この制度に関して、旧法化においては要配慮個人情報のみが対象から外れていました。

新法では、要配慮個人情報に加えて、不正な手段で取得（新法 20 条 1 項）した情報とオプトアウト制度により入手した情報もオプトアウト規定の対象から外れることとなりました（新法 27 条 2 項）。

(6) 実務上の対応について

上記改正事項によって、本人は個人情報取扱事業者に対して請求できる事項が増えました。よって、事業者としてはこうした請求に対応できるよう、開示請求のために個人情報を適切に保管しておき、また利用停止や削除にすぐに応じることができる準備を整えておく必要があります。オプトアウト規定については、これまで同意が不要

として取り扱ってきた個人情報も同意が必要となっていますので、注意が必要です。
プライバシーポリシーや各種規定改正に合わせた見直しをすることをお勧めします。

4 事業者の守るべき責務の在り方

(1) 漏えいがあった場合の対応の変更

今回の改正で個人データの漏えい時における個人情報保護委員会に対する報告義務が追加されました（新法 26 条 1 項）。

報告義務が生じる具体的な場合は個人情報保護委員会規則で定められており、以下の 4 つの場合に報告義務が生じます（新規則 7 条）。

- ①要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい、滅失もしくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態
- ②不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- ③不正の目的をもって行われた恐れがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- ④個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

また、上記①～④に該当した場合には、本人への通知も必要となります（新法 26 条 2 項）。ただし、「本人への通知が困難であり」「本人の権利利益の保護のために必要な代替措置をとっている場合⁴」には本人への通知義務は免除となります（同項ただし書き）。

(2) 不適正な利用の禁止

こちらはある意味当たり前の義務とも言えますが、旧法化では明文で規定されていませんでした。

⁴ ガイドライン通則編 3-5-4-5 では、代替措置の例として、「事案の公表」、「問合せ窓口を用意してその連絡先を公表し、本人が自らの個人データが対象となっているか否かを確認できるようにすること」が挙げられています。

そこで、今回の改正において、個人情報取扱事業者において「違法または不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法」によって個人情報を利用することが禁止されることとなりました（新法19条）。

「違法又は不当な行為」とは、法その他の法令に違反する行為、及び直ちに違法とは言えないものの、法その他の法令の制度趣旨又は公序良俗に反する等、社会通念上適正とは認められない行為をいいます⁵。

(3) 実務上の対応について

個人情報取扱事業者としては、今回の改正によって、個人情報の漏えいにより一層注意を払う必要があるとともに、万が一漏えいした場合に委員会や本人に適時に、そして適切に報告する体制を整える必要があるといえます。

また、不適正な利用が規制されたことに伴い、個人情報の利用行為が違法な行為・不当な行為を助長することにならないか、十分に検討することが必要になります。

5 事業者による自主的な取り組みを促す仕組みの在り方

(1) 認定団体制度の拡張

認定団体制度とは、個人情報保護委員会が事業者の個人情報保護に向けた自発的な取り組みを支援する目的で、個人情報保護委員会が認定した団体に個人情報保護の取り扱いに関する苦情の処理等の業務を行わせる制度です。

旧法下では、団体の認定に関して、事業者のすべての事業・業務における個人情報等の取り扱いを対象とする団体の認定を行っていました。

新法においては、事業の種類や業務の範囲を限定して認定することができるようになりました（新法47条2項）。

6 データ利活用に関する施策の在り方

(1) 「仮名加工情報」の新設

⁵ ガイドライン通則編3-2

新法において、「仮名加工情報」の制度が新設されました（新法2条5項）。

「仮名加工情報」とは、「個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること」（同項1号）や「個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること」（同項2号）によって他の情報と照合しないかぎり特定の個人を識別できないように加工したものをいいます。

加えて、仮名加工情報は個人情報保護委員会規則に基づく基準に基づいて作成する必要があります（新法41条1項）。

個人情報を「仮名加工情報」とすることで、個人情報取扱事業者は前にも述べました漏えい等の報告義務（新法26条）、本人からの開示請求や利用停止請求（同33条、35条）などの対象外となります（新法41条）。

なお、仮名加工情報は内部での利用を想定して作られた制度ですので、第三者提供に関しては原則通り本人の同意が必要となりますので注意が必要です。

(2) 提供先で個人データとなる可能性のある第三者提供についての義務

提供元では個人データではない「個人関連情報」⁶であるが、提供先において個人データとして取得されることが想定されるデータを第三者提供する場合に、提供先に本人の同意が取れているか確認しなければならないとする規定が新設されました（新法31条1項）。

ここで、「個人データとして取得することが想定される」とは、提供先の第三者において、個人データに個人関連情報を付加することによって個人データとして利用する場合などがあります⁷。具体例としては cookie や IP アドレスなどのような識別子情報が挙げられます。

(3) 実務上の対応について

まず、仮名であっても問題なく利用できる情報に関しては、「仮名加工情報」の利用によって、開示請求や利用停止請求といった煩雑な手続きを負わず、漏えいによる

⁶ 「個人関連情報」とは、「生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの」をいいます（新法2条7項）。

⁷ ガイドライン通則編3-7-1

報告のリスクから解放されることができ、メリットとなります。

次に、上に述べた(2)の改正により、従来は個人データに該当しなかったものも、第三者への提供に関しての規制ができましたので、注意を要します。

7 ペナルティの在り方

(1) 委員会による命令違反・委員会に対する虚偽申告の法定刑の引き上げ

措置命令（新法 145 条）に違反した場合は罰則が科されます、この罰則に関して、旧法化においては措置命令違反の罰則は 6 か月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金であった（旧法 84 条）ところ、新法においては 1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金となりました（新法 173 条）。

また、委員会に対する報告義務に違反した場合の罰金についても、旧法化においては 30 万円以下の罰金であったのが、新法下においては 50 万円以下の罰金と規定されることになりました（新法 177 条）。

(2) 法人と個人の罰金額の調整（法人重科）

旧法下においては法人と個人の間で科される罰金額は同一でした。しかし、今回の改正において、措置命令違反（新法 173 条、145 条 2 項 3 項）やデータベースの不正提供（174 条）が行われた場合、法人に対する罰金刑が「1 億円以下」と高額な罰金となりました。

(3) 実務上の対応について

これまで述べてきたように、今回の改正においては、罰金額が上昇し、厳罰化の傾向にあることが分かります。そのため、個人情報取扱事業者としては、個人情報の取り扱いについてより一層注意を払い、とりわけ措置命令違反やデータベースの不正提供に関しては極めて高額な罰金が科される可能性があるため注意する必要があります。

8 法の域外適用・越境移転の在り方

(1) 日本の個人情報を取り扱う外国事業者を報告徴収・命令の対象に

旧法下の個人情報保護法においては、日本の個人情報を取り扱う場合に個人情報保護委員会が行使できる権限は、指導・助言・勧告のような強制力を伴わないものに限られていました。

今回の改正によって、個人情報保護委員会は報告徴収・命令を含む権限の行使ができるようになりました（新法 166 条）⁸。

(2) 外国にある第三者への個人データの提供時の本人への情報提供を充実化

さらに、今回の改正により、外国にある第三者への個人データの提供時の仕組みが大きく変わりました。

旧法下においては、外国にいる第三者に提供する要件として

- (i) 本人の同意
- (ii) 基準に適合する体制を整備した事業者
- (iii) 我が国と同等の水準国

のいずれかが必要でした。しかし、改正によって以下のように変更されました。

まず、「本人の同意」を得た場合であっても、以下の情報の提供を義務付けられます（新法 28 条 2 項、17 条 2 項各号）。

- ① 移転先の所在国の名称
- ② 当該外国における個人情報の保護に関する制度
- ③ 移転先が講ずる個人情報の保護のための措置

また、「基準に適合する体制を整備した事業者に提供する」場合にも、以下のような準備が必要とされます（28 条 3 項、規則 18 条 1 項各号）。

- ① 移転先に対して「必要な措置」を求めること
- ② 本人の求めに応じて「必要な措置」に関する情報を提供すること

(3) 実務上の対応について

個人情報取扱事業者としては、個人情報保護委員会の権限が強化されたことを踏まえ、より一層個人情報の取り扱いについて注意を払うべきと考えられます。

また、海外の第三者への提供に関しては、本人の同意を得る場合でも基準に適合する体制を整備した事業者に提供する場合にも、個人情報取扱事業者には義務が追加

⁸ ガイドライン通則編 8

されているため、かかる義務に応じた体制を作っておく必要があります。

なお、本人への情報提供をする場合には、プライバシーポリシーの別紙といった形で付属させることが考えられます。

以上